

配偶者控除および配偶者特別控除が見直されました

問 税務課 (☎62-1205)

平成31年度から配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が、控除を受ける納税義務者および配偶者の所得金額に応じて見直されました。

1 配偶者控除の改正

合計所得金額が900万円を超える納税義務者は、控除額が段階的に縮小します。また、合計所得金額が1000万円を超える納税義務者は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2 配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額を、123万円以下（平成30年度まで76万円未満）に引き上げます。また、合計所得金額が900万円を超える納税義務者は、控除額が段階的に縮小します。

なお、平成30年度までと同様に、合計所得金額が1000万円を超える納税義務者は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表

				納税者本人の合計所得金額			
				900万円以下	950万円以下	1000万円以下	1000万円超
配偶者の合計所得金額	38万円以下	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	0円
			老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円	0円
	90万円以下 95万円以下 100万円以下 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 123万円以下 123万円超	配偶者特別控除		33万円	22万円	11万円	0円
				31万円	21万円	11万円	0円
				26万円	18万円	9万円	0円
				21万円	14万円	7万円	0円
				16万円	11万円	6万円	0円
				11万円	8万円	4万円	0円
				6万円	4万円	2万円	0円
				3万円	2万円	1万円	0円
	0円	0円	0円	0円			

自治会長の紹介

(令和元年5月30日現在) 問 市民協働課 (☎95-0002)

市内では23の自治会が中心となり、住みよい地域社会づくりを目指して、地域の皆さんが互いに協力し合い、それぞれの地域で自主的な活動を行っています。今後も住みよい町づくりを推進するため、自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加してください。

地区名	区域(主な町名)	自治会長名	地区名	区域(主な町名)	自治会長名
刈谷西部	城町、司町	大野裕史	東 境	東境町	鈴木正吉
刈谷中部	寺横町、銀座、広小路	鈴木良次(代理)	西 境	西境町	早川孝二
刈谷東部	新栄町、東陽町、豊田町、寿町、大手町	天野信之	今 川	今川町	神谷修
			今 岡	今岡町	小川由幸
元 刈 谷	港町、浜町、衣崎町、元町、天王町、中川町、御幸町、松坂町、大正町、富士見町、中島町、高松町、住吉町、田町	井野宏和	一 里 山	一里山町	坂田成夫
			一 ツ 木	一ツ木町	橋本實
			泉 田	泉田町	塚崎和俊
			築 地	築地町	近藤莊太
熊	熊野町、八幡町、逢妻町、宝町	伊藤誠	小 垣 江	小垣江町、荒井町	長谷川一人
			高 須	高須町	正木卓
高 津 波	三田町、高津波町、高倉町、原崎町、矢場町、山池町、丸田町	深谷晴紀	半 城 土	半城土町、半城土中町、半城土北町、半城土西町	榊原勉
小 山	新田町、小山町、稲場町、中手町、日高町、広見町、一番町、新富町、池田町、青山町、東新町、恩田町	石黒久作	野 田	野田町(東刈谷地区を除く)、松栄町、野田新町	竹内正二
重 原	重原本町、下重原町、一色町、八軒町、幸町、中山町、神田町	尾島輝雄	東 刈 谷	野田町(荒田、馬池の一部、大流、大ヒゴ、大脇、沖野の一部、北菰神、源蔵山、菰神、新田の一部、時ヶ堀、西場割の一部、場割、吹戸)、板倉町、東刈谷町、末広町、沖野町、南沖野町、場割町	渋谷福治
桜	桜町、神明町、相生町、昭和町、朝日町、南桜町、若松町	青木健治			
井ヶ谷	井ヶ谷町	近藤博英			